

非常災害時における名古屋市青少年交流プラザの管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における名古屋市青少年交流プラザ（以下「プラザ」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(施設の休館)

第2条 次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの施設は休館する。

- (1) 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- (2) 市域において、震度5強（気象台発表）以上の地震が発生したとき。
- (3) 市の全域にわたり風水害が発生する恐れがあるとき、又はプラザ若しくはその周辺地域における風水害による被害が特に甚大であると予想される時。
- (4) その災害によりプラザ及びその周辺に相当の被害が発生し、又は発生する恐れがあると予想される場合において、所長が必要であると認めるとき。

2 前項の規定により施設の休館を行った場合は、所長は、速やかに、青少年家庭課長に報告するものとする。

(事業の中止又は延期)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、所長は、名古屋市青少年交流プラザ条例第2条第1号、第2号、第3号、第4号及び第9号を中止し、又は延期するものとする。

- (1) 主催事業の開始2時間前において、現に次のア又はイに掲げる警報のいずれかが名古屋市に発表されているとき。

ア 暴風警報

イ 暴風雪警報

- (2) 主催事業の開始2時間前から終了時間までの間において、前号ア又はイに掲げる警報のいずれかが名古屋市に発表されたとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、所長は、主催事業を中止し、又は延期することができる。

- (1) 主催事業の開始2時間前において、現に次のアからウに掲げる警報のうち1以上の警報が名古屋市に発表されているとき。

ア 大雨警報

イ 洪水警報

ウ 高潮警報

- (2) 主催事業の開始2時間前から終了時間までの間において、前号アからウまでに掲げる警報のうち1以上の警報が名古屋市に発表されたとき。

- (3) その他災害等のため事業を実施することが適当でないと認められるとき。

3 前2項の規定により事業の中止又は延期を行った場合は、所長は、速やかに、青少年家庭課長に報告するものとする。

(使用料の還付)

第4条 第2条第1項の規定により休館した場合、前条第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合において、施設を使用することができなかつたときは、施設の使用の許可を受けた者に対し、名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則第9条第1項第1号の規定により、使用料を還付する。

第2条の規定により休館した場合又は第3条の規定により主催事業の中止若しくは延期に該当する場合において、施設の使用ができなかつたときは、名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則第9条第1項第1号の規定により使用料を還付する。

(委任)

第5条 この要綱の実施に関し必要な事項は、子ども未来企画部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。